

| 地域の類型 | 当てはめる地域 |
|-------|--|
| A | 枕崎市の区域(以下「対象区域」という。)のうち, 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 |
| B | 対象区域のうち, 都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域 |
| C | 対象区域のうち, 都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域及び工業地域 |